

経 済 産 業 省

2025 ●●●● 電委第●号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について（建議）

電力・ガス取引監視等委員会では、小売電気事業及びガス小売事業における取引環境の変化などを踏まえ、電力及びガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置のあり方について検討しました。

「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日最終改定）及び「ガスの小売営業に関する指針」（令和7年3月31日最終改定）並びに「適正なガス取引についての指針」（令和3年4月1日最終改定）については、電力及びガスの適正な取引の確保を図るため、別添のとおり改定を行う必要があると認められることから、電気事業法第66条の14第1項及びガス事業法180条第1項の規定に基づき、貴職に建議いたします。

経済産業大臣に対する建議事項

1. 電磁的方法による書面交付義務の履行に係る承諾の取得方法について

「電力の小売営業に関する指針」及び「ガスの小売営業に関する指針」について、以下の対応を行うこと。

- 「電力の小売営業に関する指針」（令和7年3月31日最終改定）2(2)ウ i) 需要家の承諾を得る方法について、「なお、前述の2(1)の趣旨に照らせば、電話において需要家が口頭で承諾した旨を録音する方法は、認められない」ことを追記する改正を行うこと。
- 「ガスの小売営業に関する指針」（令和7年3月31日最終改定）2(2)ウ i) 需要家の承諾を得る方法について、「なお、前述の2(1)の趣旨に照らせば、電話において需要家が口頭で承諾した旨を録音する方法は、認められない」ことを追記する改正を行うこと。

2. ガス開栓に係る取引環境の整備について

「適正なガス取引についての指針」（令和3年4月1日最終改定）第二部Ⅱ 2ア「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」について、下記の項目を追記する改正を行うこと。

「ワンタッチ供給の場合のガス開栓に要する期間に係る協議の促進

ガス小売事業者がワンタッチ供給を行う場合、卸売事業者がガス小売事業者から需要場所への卸供給の申込みを受けて一般ガス導管事業者に託送申込みを行うことになるが、需要家の申込内容に誤り等があった場合に備えて、原則としてガス開栓の予定日まで猶予のある需要家に係る申込みのみを受け付けている卸売事業者も存在しており、ワンタッチ供給を行うガス小売事業者は、実態として、短期間でガス開栓を希望する需要家の申込みを受け付けることができない場合がある。

こうした状況を踏まえると、ガス小売事業者から卸売事業者に対して、需要家の申込内容の誤り等についてガス小売事業者が迅速かつ責任を持って対応を行うことを前提に、短期間でガス開栓を希望する需要家に係る申込みも受け付けるよう要請があった場合には、卸売事業者は、需要家の申込内容に誤り等があった場合に備えて設けている期間を削減するなど、誠実に対応することが望ましい。」